

予算決算常任委員会会議録

目次

【開 会】	5
議案第 7 号 令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 8 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第 9 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第 10 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	12
議案第 11 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド [※] 矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第 22 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	14
議案第 12 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定について	14
議案第 23 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
議案第 13 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について	15

議案第 1 号	令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）	17
議案第 2 号	令和 7 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	21
議案第 3 号	令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	21
議案第 4 号	令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	22
議案第 5 号	令和 7 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）	22
議案第 6 号	令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	23
追加議案第 1 号	令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）	24
【散 会】		24

1 日 時

令和7年9月10日（水）午前10時00分～午後3時16分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（14名）

委員長	櫻井恵二								
副委員長	齋藤典子								
委員	渡邊英子	榊真衣子	神谷靖						
	石塚政行	掛下法示	宮本莊山						
	高瀬由子	関由紀夫	小林勇治						
	伊藤幹夫	佐貫薫	石井侑男						

4 欠席委員

なし

5 説明員（43名）

(1) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 村上 治良

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 杉山 太郎

(3) 総務部（1人）

①総務部長 高橋 弘一

(4) 総務課（3人）

①総務人事課長 佐藤 賢一

②行政担当 吉田 佐江子

③戦略人事室 高橋 和寛

(5) 財政課（2人）

①財政課長 矢板 洋

②財政担当 江連 将行

(6) 税務課（5人）

①税務課長 高久 聡子

②管理収納担当 橋本 幸江

③市民税担当 田代 和子

④資産税担当 齋藤 浩明

⑤徴収担当 後藤 一浩

(7) 健康福祉部（1人）

①健康福祉部長 高橋 理子

(8) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 加藤 清美

(9) 幸齢課（3人）

①幸齢課長 相馬 香織

②地域支援担当 大澤 英勝

③介護保険担当 田城 宣宏

(10) こども課（2人）

①こども課長 齋藤 敦子

②泉保育所長 阿久津 功

- (11) 健康増進課（３人）
①健康増進課長 松本 一裕
②健康増進担当 手塚 宏子
③国保医療担当 高瀬 真由美
- (12) 生活環境課（３人）
①生活環境課長 柳田 豊
②企画・危機対策担当 星宮 良行
③生活業務担当 渡邊 訓之
- (13) 市民課（１人）
①市 民 課 長 沼野英美
- (14) 農林課（農業委員会）（１人）
①農林課長兼農委事務局長 山下 征子
- (15) 商工観光課（１人）
①商工観光課長 山口 武
- (16) 建設部（１人）
①建 設 部 長 和田 理男
- (17) 建設課（１人）
①建 設 課 長 小林 徹
- (18) 都市整備課（１人）
①都市整備課長 江連 康一

- (19) 地籍調査課（１人）
①地籍調査課長 黒田 禎
- (20) 出納室（１人）
①出 納 室 長 丸谷 久美子
- (21) 教育総務課（１人）
①教育総務課長 佐藤 裕司
- (22) 生涯学習課（１人）
①生涯学習課長 宮本 典子
- (23) 選・監事務局（１人）
①選・監事務局長 小野崎 賢一
- (24) 水道課（３人）
①水 道 課 長 柳田 恭子
②業 務 担 当 大貫 真由美
③工 務 担 当 高塩 康幸
- (25) 下水道課（３人）
①下 水 道 課 長 高久 英治
②業務管理担当 矢板 寿江
③施 設 担 当 藤田 範行

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲也 粕谷 嘉彦 手塚 紀寿

8 付議事件

- 議案第１号 令和７年度矢板市一般会計補正予算(第３号)
議案第２号 令和７年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第３号 令和７年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第４号 令和７年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第５号 令和７年度矢板市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第６号 令和７年度矢板市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第７号 令和６年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 10 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 11 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 12 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

議案第 13 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

議案第 22 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 23 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

追加議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算(第 4 号)

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (10 時 01 分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 6 号まで、及び追加議案第 1 号の、令和 7 年度矢板市一般会計補正予算、各特別会計補正予算及び各企業会計補正予算、議案第 7 号から議案第 13 号までの、令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各企業会計決算の認定、並びに関連のある議案第 22 号及び議案第 23 号についてである。

○委員長 令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定に係る執行部からの説明については、私からは都度指名しないので、決算書の順番に沿って、それぞれの担当課から説明をお願いする。説明に当たっては、着座のままで結構である。

議案第 7 号 令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 7 号 令和 6 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。初めに歳入について説明を求める。

○税務課長（高久聡子） （「決算書」の 18～21 ページにより説明）

○財政課長（矢板洋） （「決算書」の 20～47 ページにより説明）

○委員長 説明に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 市税について、定額減税の影響により減額になっていると伺っているが、もし減税がないとすれば、市税の収入状況はどのようなになるか。

○税務課長 定額減税がなかった場合ということでよろしいか。その場合、私どもの試算では 1 億 2,190 万円程度は見込めたと考えている。

○石井委員 ということは、今言った定額減税がなくても前年度並みの歳入の確保し
かできないことになる。御存知のように、市税は、歳入の根幹を成すもの、財政の

根幹を成すものである。周りの市町の状況を言っても仕方がないことであるが、他市町は、この定額減税があっても市税を伸ばしている市町も見受けられる。であるから、これは構造的な問題があるかもしれないが、今後、財政運営に真剣に取り組んでいただきたい、徴収対策・滞納対策ももちろんのことだが、市税の確保に非常に危機感を持って取り組んでいただきたいと思う。よろしくお願いします。

○関委員 決算書 39 ページの道の駅配当金（株式会社やいた未来株主配当金）の説明あったが、昨年度の道の駅の売上げ、来店数、配当額が幾らか説明願いたい。

○農林課長（山下征子） お調べするので時間をいただきたい。

○神谷委員 確認であるが、2 款 1 項 1 目の地方揮発油譲与税は、今話題の暫定税率廃止に関連するものなのか。

○財政課長 そうである。

○神谷委員 今、国では相当議論されているが、もし、この財源がなくなった場合、どのような影響があるか確認したい。

○財政課長 どのような影響があるかは、まだ、決定していないのでわからないが、この分の財源が減ってしまうのは間違いない。それに対して国がどのように補填するか、常に動向は注視しなければならないと考えている。

○神谷委員 仮定の話で申し訳ないが、もし、財源が手当されない場合どうなるのか。多分、これは目的税であると思うが、道路整備が行き届かないという影響があると理解でよろしいか。

○財政課長 この地方揮発油譲与税については、市町村に入る時点では譲与税であるので一般財源として取り扱うことになる。

○神谷委員 了解した。

○掛下委員 決算書 47 ページの教育債の文化会館整備事業 1,300 万円とは何か。

○財政課長 文化会館整備事業については、解体工事に係る実施設計に要した経費に関する起債である。

○掛下委員 東小学校（小学校教育施設等整備事業）はどのような内容か。設計業務委託か。

○財政課長 こちらも設計業務に係る起債である。

○掛下委員 分かった。

○宮本委員 非常に小さな金額の話ではあるが、財産の貸付の件で以前から疑問に思っていたことがある。具体的には、道の駅が土曜日・日曜日に矢板市の施設を借りている件である。道の駅の収益はプラスである。私の勘違いであれば、大変失礼な話ではあるが、聞くところによると無料で借りているとのことである。

それが本当であれば、決算審査の観点もあるが、道の駅は株式会社であるので、確認のうえ賃借料が数万円であろうとも金額の多少に拘わらず、矢板市と道の駅との間で賃借契約を締結し、問題点をなくすべきと考えるがいかがか。

○財政課長 先ほどの説明の中で、道の駅の使用料がなくなった件でよろしいか。

○宮本委員 それとは違う。

○総務部長（高橋 弘一） この件については、道の駅の駐車場が土曜日・日曜日に不足するため、チェーン柵を解除し、生涯学習館の駐車場を使用していることかと思う。これについては、確かに使用料を頂いていないので、道の駅と施設を管理している生涯学習課との話し合いになると思う。本日、御意見をいただいたので、改めて検討させていただきたい。

○宮本委員 分かった。

○農林課長 お待たせして申し訳ない。令和6年度の道の駅やいたの直売所・レストラン・エコモデルハウスの来場者の合計は160万8,944人で前年度比較3.4%の増である。3施設合計の売上高は9億1,492万3千円で前年度比9.3%の増である。

○関委員 配当金は幾らか。

○農林課長 660万円である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 お諮りする。令和6年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出の審査の方法は、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会を単位とする分科会に審査を付託したいと思う。

歳出について、総務常任委員会の所管に属する事項については、予算決算常任委員会総務分科会に、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項については、予算決算常任委員会教育福祉産業分科会に審査を付託したいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、各分科会に付託することに決定する。

○委員長 分科会については、予算決算常任委員会終了後、審査に入るようお願いする。

○委員長 暫時休憩する。 (10時41分)

○委員長 会議を再開する。 (10時45分)

議案第8号 令和6年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第8号 令和6年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○幸齢課長（相馬香織） （「決算書」の151～181ページにより説明）

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○関委員 決算書175ページでの包括的支援事業の件で、2か所ということであるが、いつまでの契約か。それと管轄がよく分からないとの市民がいる。地区分けはどのようなになっているか。お伺いする。

○幸齢課長 この包括的支援事業は、地域包括支援センター2か所を委託しているものである。契約期間については今年度末で委託期間が終了する予定である。

地域包括支援センターやしおについては、特別養護老人ホームやしお苑の施設内にある。管轄は、第一圏域で泉地区全域と矢板地区の西部である。矢板地区の西部とは、矢板1区から4区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井、土屋である。

もう1か所の地域包括支援センターすえひろは、尾形クリニック内にある。管轄は、第二圏域で片岡地区の全域と矢板地区の東部である。矢板地区の東部とは先ほど申し上げた矢板地区の西部以外の矢板地区である。

○関委員 これは要望になるが、片岡地区に1か所もしくは矢板地区にもう1か所がよいのではないかと市の市民からの声がある。要望であるので、回答は求めない。

○宮本委員 地域包括支援センターの件について、このような社会情勢の中、様々な対応を要求され、仕事量も増加し、地域包括支援センターには負担をかけていると思う。そこで、この委託料の額で利用される方・地域包括支援センターにとって十分なのか、この決算によって今後の見通しなどの状況はどのようになっているか。

○委員長 質疑の内容が理解できない。

○宮本委員 地域包括支援センターについては、かなり負担をかけているような気がする。そのような中、決算書にあるこの委託料の額で十分なのか。また、本決算書から次年度はどのように考えているか。

○委員長 前段だけ答弁願いたい。

○幸齢課長 地域包括支援センターに対応いただく案件等については、地域の様々な高齢者の御要望・見守等、困難事例等も多く、日々、対応に苦勞されていることは重々承知している。毎年度、事業の実績報告等を行っていただいております、内容を確認している。委託料だけでは運営がなかなか厳しいということで、各法人からの人件費等の持ち出しは実際にはある。

○神谷委員 168 ページ1款3項について、介護認定の件数と傾向について伺いたい。

○幸齢課長 介護保険の認定状況について、市政報告書の184ページの「1 要介護認

定者」に前年度末の介護種別の認定者数の記載がある。市政報告書の186ページの中で、前年度の審査会の開催状況と認定件数の記載がある。それぞれ、こちらを参照したい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり認定された。

議案第9号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第9号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(松本 一裕) (「決算書」の183～211ページにより説明)

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 歳入の4款1項2目に補正予算で320万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナ保険証に係る補助金ということだが、この補助金によってマイナンバーカードの普及率はどのようになったか。

○健康増進課長 この補正予算320万円については、マイナンバーカードと健康保険証に一体化に関するシステムの改修費である。この事業を実施した結果、令和7年3月末の国民健康保険被保険者数6,265人のうち、マイナンバーカードを保険証として登録されている方が4,377人で、そのうちマイナ保険証として利用率は37.5%である。全国

平均は31.6%であるので全国水準より高い水準で利用されている。

○榊委員 決算書198・199ページの一般管理費の備考欄の事務費の委託料は493万

4,029円であるが当初予算では184万4,000円であった。逆に印刷製本費が減額になっているが、どのようなことか。私が聞き漏らしたかもしれないが、委託料は何の委託料か。

○健康増進課長 こちらについては、昨年度の6月に補正し増額している。委託料は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するシステム改修に係る委託料である。

○関委員 決算書203ページの出産育児一時金50万円は何件あったのか。私も毎年利用して市内病院で受けているが、決算書207ページの人間ドック（疾病予防費・委託料）は何人の申請があったのか。市政報告書に記載があるのかもしれないが、再確認ということでお伺いする。

○健康増進課長 出産育児一時金については、市政報告書199ページに記載があり5件で支給額は248万8,000円である。国民健康保険に係る人間ドックの申請者数については受診者数でお答えする。市政報告書の201ページに記載があり、令和6年度は342人が受診している。前年度と比較し21名減少している。

○関委員 再確認であるが、先程の出産育児一時金について、矢板市で5人しか申請できないということか。

○健康増進課長 国民健康保険被保険者の中で、昨年度は5件であったということである。

○神谷委員 決算書190・191ページの1款1項1目の国民健康保険税について、不納欠損とか収入未済とかあるが、ここと市税の不納欠損とかの相関関係というか同じ方が該当するのか。

○税務課長 全部が全部、相関関係があるとは言えないが、国民健康保険に加入している方で低所得者の方は滞納者が多くなるということはある。

○掛下委員 決算書 210 ページの数字の見方を教えて欲しいのだが、当初予算に対する執行率が 94.7%ということで、お金が余っているということだと思ふのだが、妥当性として、想定より支出が少なかったと見るべきなのかそれとも収入があり過ぎたのか、それについて伺いたい。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 50 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 51 分)

○健康増進課長 歳入の国民健康保険税については当初見込みよりも多かった。それに対し、歳出については執行率が下がったのが大きな理由である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 9 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり認定された。

議案第 10 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 10 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 (「決算書」の 213～226 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 10 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 10 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (12 時 5 分)

○委員長 会議を再開する。 (13 時 1 分)

議案第 11 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド`矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 11 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長 (高久英治)

(「決算書」の 227～240 ページ、「市政報告書」の 207～209 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 11 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 決算書 235 ページに修繕料 68 万 2,000 円とあるが、何か特別な修繕を実施したのか。

○下水道課長 主にハッピーハイランド内のポンプや配管の修繕を行った。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 11 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり認定された。

議案第 22 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 12 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

○委員長 議案第 22 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 12 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（柳田恭子） （「議案書」の 56 ページ、「決算書」の 241～278 ページ、「市政報告書」の 210～215 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 22 号及び議案第 12 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。
(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号及び議案第 12 号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 22 号及び議案第 12 号は、原案のとおり可決及び認定された。

議案第 23 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 13 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

○委員長 議案第 23 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 13 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長 （「議案書」の 57 ページ、「決算書」の 279～315 ページ、「市政報告書」の 217～223 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 23 号及び議案第 13 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 決算書 301 ページ(1)業務量の表で、年間汚泥処理量についてコリーナ矢板排水処理には記載があるが、公共下水道及び農業集落排水には記載がないが、これについて数量は分らないか。

○下水道課長 農業集落排水については、沢地区・境林地区、両地区とも処理に酵素を導入し汚泥が発生しない状況である。公共下水道の令和 6 年度の汚泥処理量は 835 立方メートルである。

○掛下委員 それに付随する質問であるが、ハッピーハイランド矢板排水処理施設も汚泥処理に 200 万円と結構な金額が必要で、コリーナ矢板排水処理も同様である。

先ほど説明があった酵素を導入することによって汚泥がなくなるのであれば、コリーナ矢板排水処理やハッピーハイランド矢板排水処理にも酵素を導入すべきかと思うがいかがか。

○下水道課長 その件については、安沢の水処理センターにこの酵素を入れた実験を行ったことがある。しかし、農業集落排水設備の規模と水処理センター設備の規模とでは、処理速度等により酵素の処理能力が対応できず、水処理センターでは効果がなかったという結果であった。よって、水処理センターでは使用していない。

○掛下委員 コリーナ矢板排水処理はどうか。

○下水道課長 コリーナ矢板排水処理は実験を行っていない。農業集落排水処理施設に酵素を導入した時期はかなり前のことであり、この酵素を取り扱っていた業者

が廃業し、現在この酵素を新たに導入できない状態である。

○掛下委員 了解した。非常に効果がありそうなので、別な業者から導入することができるのであれば、ぜひ検討願いたい。

次に、水道事業と同様に下水道事業も消費税抜きの税務処理を実施している。収入は諸費税抜きだと思う。そうすると、消費税だけは収入から経費を除いたものに対して払うと思う。当然残金はあるわけで、その残金はどこに計上されているのか。相当な金額になると思うので、ここに入らないでどのような処理をしているのか。

○下水道課長 消費税については、申告しており最終的には税務署から戻ってくる予定ではあるが、現在のところ戻ってきていない状況なので、こちらには入っていない状況である。

○掛下委員 消費税については、私もいろいろ研究しているが、消費税というのは、その企業が一時的に預かって相手に渡すものではなくて、企業が決算のときに、まず収入から経費を差し引いて、その純粋な利益に対して 10%の諸費税を毎月期末に自分で申請して支払う。だから、何も税務署に行っているわけではないので、今のよう形ではないと思う。処理としては必ず申請している。

○伊藤委員 売り上げに対する消費税があり、仕入れに対する消費税がある。売上消費税から仕入れ消費税を差し引いた額を消費税として納めることとなる。よって、ただ今の説明は間違いである。

○掛下委員 この場合、消費税抜きでやっているので消費税をどのように支払っているのか。

○水道課長 消費税については、水道事業を例とすると、水道料金に対する消費税が工事費その他仕入れに対する消費税額より多い場合は納付である。3月末で確定し、例年7月頃に戻ってくるが、今年度については、まだ戻ってきていない状況である。水道事業も下水道事業も、仕入れ税額より売り上げ税額が少なかったので還付となる。

○委員長 暫時休憩する。 (13 時 54 分)

○委員長 会議を再開する。 (13 時 56 分)

○下水道課長 消費税については、決算書の306ページの下から2番目の消費税及び地方消費税還付金の欄に0円とあるが、こちらに記載されるものである。ただし、この帳票は消費税抜きであるので0円ということになる。消費税がない記載の意味合いは、消費税は収益に影響するものではないということから消費税抜きとなっている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号及び議案第13号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第23号及び議案第13号は、原案のとおり可決及び認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (13 時 58 分)

○委員長 会議を再開する。 (14 時 05 分)

議案第1号 令和7年度矢板市一般会計補正予算(第3号)

○委員長 議案第1号 令和7年度矢板市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○財政課長 (「補正予算書」の1～6ページ、「予算に関する説明書」1～28ページ)

ジにより説明)

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○榊委員 予算に関する説明書の14・15ページの児童措置費、乳幼児通園支援事業60万5千円について何人の利用を予測しているか。

○こども課長（斎藤敦子） 保育所等に通っていない人数は149人である。他市町の試行的事業の実施したところの利用率が22%であったので、本市におけるひと月当たりの利用人数は34人と見込んでいる。期間は、本年11月から来年3月までの5か月間である。

○神谷委員 対応する園は何か所か。

○こども課長 市内の15施設にこの事業について文書でお知らせし、事業内容について聞きたいところには直接出向いて説明を行った。11月からの事業開始を希望しているのは、1施設と効率の泉保育所の2施設である。

○伊藤委員 予算に関する説明書の16・17ページの4款1項3目環境衛生費、エコモデルハウス運営事業について、来場者のつまずきの原因となる段差の解消の修繕工事と説明があったが、バリアフリー化を実施するのか。

○生活環境課長（柳田豊） エコモデルハウスの前に、元の車庫に通じる通路部分はインターロッキングブロックと植栽を交互に組み合わせたデザインとなっている。

その植栽部分に2センチメートルほどのへこみが生じ、つまずきの原因となっていることから、植栽部分を撤去しインターロッキングブロックを敷き、なだらかにする計画である。

○伊藤委員 全面的に工事を実施するのではなく、その部分だけ傾斜をつけるということか。

○生活環境課長 傾斜というよりなだらかにする工事である。

○伊藤委員 予算に関する説明書の18・19ページの7款1項3目観光費で花火大会実行委員会へ補助金を支出するとの説明があった。花火大会の会場について、いまだ不透明な部分があるとの話を聞いたが、どのような状況か。

○商工観光課長（山口武） 花火大会については、10月19日にアローエースゴルフクラブを会場として実施を予定していたが、近隣の畜産業を営む方から家畜の生育上問題が生じるという苦情があり、一旦、取り止めということにし、改めて、年内に場所・開催日を調整し実施することで、現在、実行委員会において検討に入っている状況である。

○関委員 予算に関する説明書の18・19ページのスポーツツーリズム推進事業の補助及び交付金で286万円とあり、これはスポーツ合宿等の支援かと思うが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

○商工観光課長 スポーツ合宿の支援として団体が利用する体育施設の利用料金を全額補助している。上半期で、38団体、約1,600名の方に城の湯に御宿泊いただき、多くの方にスポーツ合宿支援制度を御利用いただいている。

下半期においても、6種目13団体の御予約をいただき、平均で一団体あたり約22万円の補助金を支出しているので、今回286万円の補正予算を要求したところである。

○石塚委員 予算に関する説明書の18・19ページ9款1項4目防災費について、先ほどの説明の中で6か所の孤立可能性集落があり、1年目はその6か所のうち2か所について事業を実施することだが、孤立可能性集落はどこか、1年目に事業を実施するのはどこかお伺いする。

○生活環境課長 孤立可能性集落は、5行政区で6か所である。第一農場、第二農場、平野が2か所、高原、寺山である。本事業は、今年度から始まる県の事業で、県からは初めに2か所の事業実施を言われており、現在6地区と協議し調整している段階である。

○神谷委員 予算に関する説明書の18・19ページの4款1項1目の健康マイレージ事業について、具体的な説明をお願いする。

○健康増進課長 本事業については、昨年度、これまでの活動量計による健康事業に参加されている方について、スマホアプリの実証実験に参加いただき、その結果、有用性が認められたため、次年度以降は健康ポイントアプリの利用することになった。

今回、歩数計だけではなく、健康管理・食事管理等多様な保健活動が記録できるポイントアプリの導入について、補正予算として計上した。

その理由は、40歳よりも若い世代20歳あたりから健康意識を高めていただき、運動だけではなく生活習慣等、若いうちから来るべき成人病等の予防意識を高めていただくこと目的とするためである。

一方、これまでの活動量計による参加者もいるので、一旦、今年度、既存の活動量計を利用した健康事業は完了とはなるが、今年度以降、スマホを使えないスマホをお持ちでない方に対し、何らかの支援を検討している。

全世代で、健康アプリを中心に健康意識の向上について展開できればと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

議案第2号 令和7年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第2号 令和7年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○幸齢課長 （「補正予算書」の7～9ページ、「予算に関する説明書」29～39ページにより説明）

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第3号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第3号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 （「補正予算書」の11～13ページ、「予算に関する説明書」41～51ページにより説明）

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

議案第4号 令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第4号 令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 （「補正予算書」の15～17ページ、「予算に関する説明書」53～57ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

議案第5号 令和7年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第5号 令和7年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）について
を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 （「補正予算書」の 19～20 ページ、「予算に関する説明書」59～65 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 5 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 5 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決された。

議案第 6 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長 議案第 6 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長 （「補正予算書」の 21～22 ページ、「予算に関する説明書」67～73 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 6 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 6 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決された。

追加議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

○委員長 追加議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）について
を議題とする。提案者の説明を求める。

○財政課長 （「補正予算書（追加議案）」の 1～3 ページ、「予算に関する説明書
（追加議案）」1～5 ページにより説明）

○委員長 これより追加議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第 1 号は、原案のとおり決定することに異議ない
か。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第 1 号は、原案のとおり可決された。

【散 会】

○委員長 お諮りする。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、本日はこれにて散会する、

次回は、9 月 19 日、午前 10 時から第 1 委員会室にて開催するので参集願いたい。

（15 時 16 分）

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長